

CITY OF YOKOHAMA

建設工事に伴う騒音・振動の規制

横浜市みどり環境局 大気・音環境課騒音担当

2024年11月1日

建設工事に伴う騒音・振動の規制に係る法令等

- ・ 法律による規制・・・あり

根拠：騒音規制法（第14条）

振動規制法（第14条）

規制内容：特定建設作業（事前届出制）

建設工事として行われる作業のうち、著しい
騒音・振動を発生する作業であって
政令で定めるもの

特定建設作業の種類【騒音規制法(その1)】

	特定建設作業の種類	摘要
1	くい打機、くい抜機又は くい打機くい抜機を使用する作業	もんけん（人力）又は圧入式くい打くい抜機を使用する作業並びにくい打機をアースオーガと併用する作業を除く。
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	ジャイアントブレーカー、ハンドブレーカー、ハンドハンマー（電動ピックを含む）など。 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。
4	空気圧縮機を使用する作業 （さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。

特定建設作業の種類【騒音規制法(その2)】

	特定建設作業の種類	摘要
5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	混練機の混練量がコンクリートプラントは0.45立方メートル以上、アスファルトプラントは200キログラム以上のものに限る。 モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
6	バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして『環境大臣が指定するもの』('97 基準値の低騒音型建設機械)を除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。
7	トラクターショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして『環境大臣が指定するもの』('97 基準値の低騒音型建設機械)を除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。
8	ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして『環境大臣が指定するもの』('97 基準値の低騒音型建設機械)を除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。

特定建設作業の種類【振動規制法】

	特定建設作業の種類	摘要
1	くい打機、くい抜機又は くい打機くい抜機を使用する作業	もんけん（人力）、圧入式くい打機、油圧式くい抜機、 圧入式くい打機くい抜機を使用する作業を除く。
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を 破壊する作業	
3	舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。
4	ブレーカー（手持式のものを除く。） を使用する作業	ジャイアントブレーカーなど。 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

特定建設作業に【該当しない】作業の例

- ・アースオーガ（セメントミルク工法）によるくい打ち作業
- ・油圧による圧入工法でのくい打ち作業
- ・クラッシャー、フォーク等による解体作業
- ・ランマー、コンクリートカッターによる作業
- ・'97年基準値低騒音型ステッカーがあるバックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーによる作業

※低騒音型建設機械指定がされた建設機械は
国土交通省のウェブページで確認が可能です

**特定建設作業ではない作業についても
周辺環境への配慮をお願いします**



届出対象となるかどうかの判断

建設工事において特定建設作業の種類に挙げられている作業を行う場合でも、届出の対象外となる場合があります

- ・作業が1日で終了する場合

※間隔を空けて複数日行う場合は**対象**となります

	1(水)	2(木)	3(金)	4(土)	5(日)	6(月)	7(火)	8(水)
対象外	×	○	×	×		×	×	×
対象	×	○	×	×		×	○	×

- ・工業専用地域で作業を行う場合

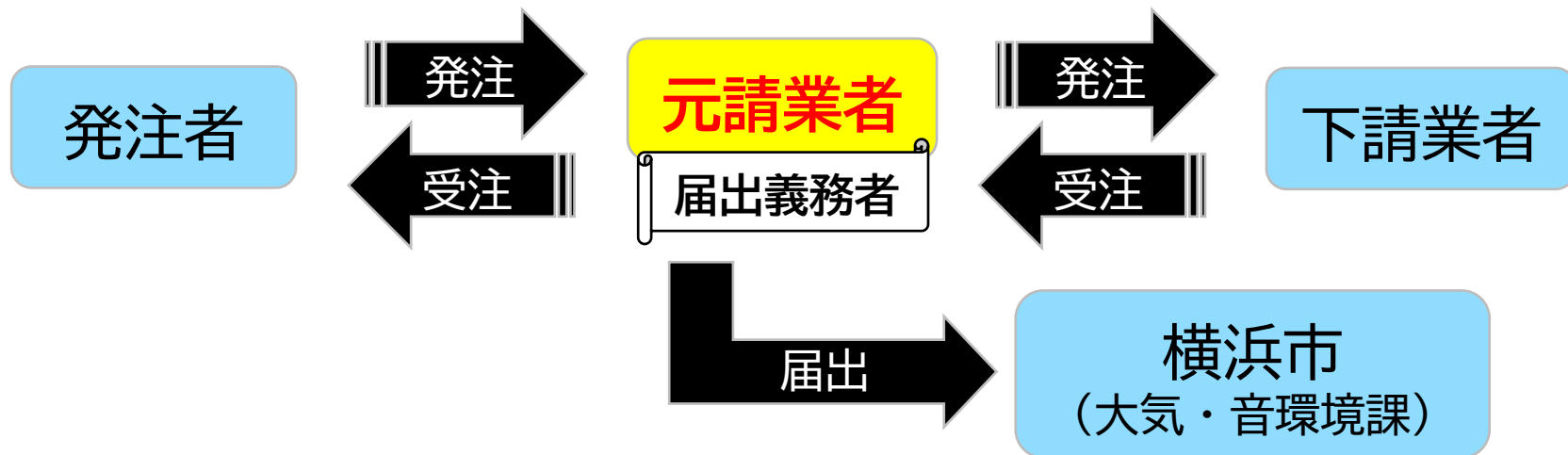
例) 神奈川区恵比須町、中区千鳥町、鶴見区大黒町など

横浜市内の用途地域については、横浜市行政地図情報提供システムのiマッピーで確認が可能です

届出義務者

指定地域内において特定建設作業
を伴う建設工事を施工しようとする者 = 元請業者

特定建設作業の実施届出は建設工事の元請業者が行う必要があります



届出様式について

様式第9 特定建設作業実施届出書

令和 ○年 ○月 ○日

申請先 **横浜市**

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
(定款事務者) 電話番号

横浜市建設株式会社
 横浜市中区本町 6-50-10
 代表取締役 横浜 太郎
 045-671-2485

特定建設作業の場所以の 騒音規制法第14条第1項(第2項) 振動規制法第10条第1項(第2項) の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の種類	申請先	制 法	振 動 規 制 法
特定建設作業	1	1	1
2	2	2	2
3	3	3	3
4	4	4	4
5	5	5	5
6	6	6	6
7	7	7	7
8	8	8	8

特定建設作業に使用される騒音・振動規制法 騒音規制法 振動規制法
 振動規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様

特定建設作業の場所 横浜市中区○○町一丁目○○

特定建設作業の実施の期間
 自 2021年 3月 1日 作業日数 10日間
 至 2021年 3月 15日

特定建設作業の開始及び終了の時刻
 作業開始 自 8時 至 17時 日・祝日も除く 1日の実施時間 8時間

騒音・振動の防止の方法
 防音パネル・シートの採用
 防音・防振装置の使用
 その他 ()

届出者(届出)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
(定款事務者) 電話番号

横浜市建設株式会社
 横浜市中区○○町二丁目11 株式会社○○
 代表取締役 横浜 太郎
 電話番号 045-671-xxxx

届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所
(定款事務者) 電話番号

現場責任者 横浜 太郎
 電話番号 045-671-xxxx

申請先が特定建設作業を実施する場合は、当該申請先(届出)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
(定款事務者) 電話番号

横浜市建設株式会社
 横浜市中区○○町三丁目12 横浜○株式会社
 代表取締役 横浜 健哉
 電話番号 045-671-xxxx

申請先が特定建設作業を実施する場合は、当該申請先(届出)の氏名及び連絡場所
(定款事務者) 電話番号

横浜 健 電話番号 045-671-xxxx

※受理年月日

※審査結果

※担当

◎届出は作業の7日前までに届出(届出日と作業開始日の間を7日間変更)
 ◎日曜休日・夜間の作業は原則的に禁止
 備考は裏面に記載

横浜市では単独の様式で 騒音規制法及び振動規制法の両方

を同時に届け出ることができます

※法で定める必要事項を満たしたものであれば、騒音規制法と振動規制法を別で届け出ることも可能です。他自治体等の様式を使用する際は、

申請先が横浜市長

となっているかご確認をお願いします

横浜市の様式のダウンロードは横浜市電子申請・届出システムから行うことができます

届出の要領<事前規制>

- ・提出期限：作業開始の日の中7日前まで

例) 最短で届出を行う場合

1(水)	2(木)	3(金)	4(土)	5(日)	6(月)	7(火)	8(水)	9(木)
届出日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	作業開始日

7日

- ・添付書類：①付近の見取図（作業場所の敷地全体及び周辺の状況が分かるもの）
②作業工程表（建設工事全体ではなく、特定建設作業の工程表）
- ・提出部数：正副二部（副本は控えとしてお返ししています）

横浜市電子申請・届出システムでも届出可能です

特定建設作業の規制<事後規制>

①特定建設作業の作業場の敷地境界線で

騒音：85デシベル

振動：75デシベル

を超える大きさのものでないこと

②夜間※に作業を行わないこと

※1号区域（19時～7時）、2号区域（22時～6時）

③1日10時間※を超える作業を行わないこと

※2号区域は14時間

④連続して6日を超える作業を行わないこと

⑤日曜日・祝日に作業を行わないこと

1号区域	住居系地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域・市街化調整区域の全域 工業地域のうち次に掲げる施設の境界線から80メートルの区域 (ア) 学校 (イ) 保育所 (ウ) 病院及び診療所 (エ) 図書館 (オ) 特別養護老人ホーム (カ) 幼保連携型認定こども園
2号区域	工業地域のうち1号区域以外の区域

②～⑤は適用除外要件があります（詳細は当課ウェブページの手引をご覧ください）

届出にあたっての注意事項

<特定建設作業の実施期間について>

スケジュール、工程の変更や荒天による休工などを考慮し、余裕をもった設定での届出をお願いします。当初の届出期間で特定建設作業が完了しない場合は、別途新規の届出を行っていただく必要があります。

この場合でも、**提出期限（作業開始の日の中7日前）まで**の届出が必要です。

<やむを得ず夜間に特定建設作業を行う必要がある工事について>

道路工事等で夜間に特定建設作業を実施する必要がある場合は、

警察署の許可書類等の写しを届出に添付してください。

<特定建設作業に使用する機器（ブレーカー等）のカタログについて>

横浜市では、特定建設作業に使用する機器のカタログは**添付不要**です。

横浜市からみなさまへのお願い

大気・音環境課には、解体工事などによる騒音・振動の苦情相談が日々寄せられています・・・

「いきなり工事が始まった」

「事前に何のあいさつもなかった」

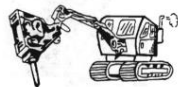
「看板がないので施工業者も分からないし、
いつまで続くのかも分からない」

近隣のみなさまにご理解いただいた
建設工事の実施をお願いします

お問合せ先

より静かな建設作業を目指して!

—— 特定建設作業実施届出の手引 ——



横浜市みどり環境局
大気・音環境課

ご相談、ご質問などございましたら
お気軽にお問合せください

みどり環境局環境保全部
大気・音環境課 騒音担当



045-671-2485



mk-souon@city.yokohama.lg.jp